

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成25年 8月27日

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 Nippon Tungsten Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 馬場 信哉

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 福岡(092)415-5500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務本部長兼経営管理部長 大島 正信

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 福岡(092)415-5500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務本部長兼経営管理部長 大島 正信

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 四平恩悌タングステン高新技术材料有限公司
住所 中国吉林省四平市平東大街854-2号
代表者の氏名 董事長 王 金生
資本金 22,000千元
事業の内容 タングステン線・棒製品の製造販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有する議決権の数

異動前 11,220千元

異動後 11,220千元

総株主等の議決権に対する割合

異動前 51%

異動後 51%

(注) 「当社の所有する議決権の数」は出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」は出資比率をそれぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、平成25年6月10日開催の取締役会において、特定子会社である四平恩悌タングステン高新技术材料有限公司に対する中国「企業破産法」に基づく会社更生手続開始の申立てを決議し、平成25年6月24日に四平市中级人民法院（中国吉林省）へ申立てを行ってまいりました。

当該申立てについて、平成25年8月14日に四平市中级人民法院から当社へ、更生申立てを受理する旨の裁定（「民事裁定書」（（2013）四民三初字第3号））が送達されました。更生管理人の決定書は本日現在送達されておきませんが、同法第25条の規定に基づき同社の経営に関する権限は更生管理人に引き継がれることとなりました。

これに伴い、当社は同社への支配権を喪失し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

異動年月日

平成25年8月14日